

秋田県受動喫煙防止条例(仮称)骨子案について

健康づくり推進課

1 趣旨

人口減少問題の克服が最重要課題の本県においては、県民が元気で暮らすことができる健康新長寿・地域共生社会の実現が重要である。健寿命日本一に向けた県民運動を推進しているところから、健寿命日本一による死亡率は平成9年以来、21年連続して全国ワースト一方で、がんによる死亡率は、がん、脳血管疾患、心疾患など生活習慣病による死亡率が高い状況が続いている。このような状況に対応するため、健寿命日本一の達成を目指し、たばこは健健年に重大的な影響を及ぼすものであるという認識を普及し、受動喫煙につながっているほか、がん、脳血管疾患、心疾患など生活習慣病による死亡率を生じさせない環境を作成する必要がある。

2 目的

県、県民、保護者、事業者の責務を明示するとともに、受動喫煙を生じさせない環境整備の措置を明確にし、次の事項を推進することにより、受動喫煙による健康影響を防止することを目的とする。

1 「受動喫煙ゼロ」の推進
県民が、受動喫煙が健康に及ぼす影響について共通認識を持ち、主体性を持つて、県全体で「受動喫煙ゼロ」の環境づくりの推進に取り組む。

2 未成年者を守る対策の推進

とりわけ、受動喫煙による健康影響を受けやすく、自分の意思で避けることのできない未成年者については、受動喫煙の害から守り、安全で健康的な環境の中で健やかに成長することができるように、受動喫煙を生じさせない環境づくりを徹底するとともに、子どもの時からの教育や啓発に取り組む。

3 責務

■県 ○受動喫煙による県民への健康影響を防止するため、総合的かつ効果的な施策を策定し、実施すること。 ○県民の理解促進のため、受動喫煙による健康影響に関する啓発や教育を通じた正しい知識の普及を図ること。 ■県民 ○喫煙、受動喫煙が健康に及ぼす影響について理解を深めるものとするとともに、行政が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めること。 ○喫煙をする際は、受動喫煙を生じさせないよう努めること。	4 施設・区域別の措置 <table border="1"><thead><tr><th>施設・区域等の類型</th><th>措置</th><th>参考:改正法(※)</th></tr></thead><tbody><tr><td>幼稚園、認定子ども園、小中学校、高等学校等</td><td>○敷地内禁煙 (屋外喫煙場所を設置しないこと)</td><td>【第1種施設】 学校、病院、児童福祉施設その他法令で定めるもの並びに行政機関の庁舎で敷地内禁煙(屋外喫煙場所を設置することができる)。 ○施設内禁煙 (屋外喫煙場所を設置しないよう努めること)</td></tr><tr><td>児童福祉施設等</td><td></td><td>・上記のほか、政令(案)では、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、施設所、あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が業務を行う場所の用途に供する施設が第1種施設となる。</td></tr><tr><td>大字等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>行政機関</td><td></td><td></td></tr><tr><td>医療機関・社会福祉施設等 (改正法において第1種施設となる施設)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>飲食店</td><td>(改正法・政令における一定の要件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設を除く) ○既存飲食店のうち、個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5千万円以下かつ客席面積100m²以下の飲食店で、従業員を使用している場合は、屋内禁煙とする。 (条例施行後5年間は努力義務)。</td><td>【第2種施設】 事務所、飲食店等 ○屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置することができる)</td></tr><tr><td></td><td>○「禁煙」の場合も含め、すべての飲食店で標識を掲示すること。</td><td>■飲食店 【当分の間の特例】 既存飲食店のうち、個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5千万円以下かつ客席面積100m²以下の飲食店で、従業員を使用している場合は、屋内禁煙とする。 (条例施行後5年間は努力義務)。</td></tr><tr><td>駅、空港等</td><td>○屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置しないこと)</td><td>○喫煙をする際は、受動喫煙を生じさせないよう、配慮すること。 ○管理者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう、配慮すること。</td></tr><tr><td>屋外であっても特に配慮が必要な区域等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>各種イベントや大会の会場等</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	施設・区域等の類型	措置	参考:改正法(※)	幼稚園、認定子ども園、小中学校、高等学校等	○敷地内禁煙 (屋外喫煙場所を設置しないこと)	【第1種施設】 学校、病院、児童福祉施設その他法令で定めるもの並びに行政機関の庁舎で敷地内禁煙(屋外喫煙場所を設置することができる)。 ○施設内禁煙 (屋外喫煙場所を設置しないよう努めること)	児童福祉施設等		・上記のほか、政令(案)では、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、施設所、あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が業務を行う場所の用途に供する施設が第1種施設となる。	大字等			行政機関			医療機関・社会福祉施設等 (改正法において第1種施設となる施設)			飲食店	(改正法・政令における一定の要件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設を除く) ○既存飲食店のうち、個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5千万円以下かつ客席面積100m ² 以下の飲食店で、従業員を使用している場合は、屋内禁煙とする。 (条例施行後5年間は努力義務)。	【第2種施設】 事務所、飲食店等 ○屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置することができる)		○「禁煙」の場合も含め、すべての飲食店で標識を掲示すること。	■飲食店 【当分の間の特例】 既存飲食店のうち、個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5千万円以下かつ客席面積100m ² 以下の飲食店で、従業員を使用している場合は、屋内禁煙とする。 (条例施行後5年間は努力義務)。	駅、空港等	○屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置しないこと)	○喫煙をする際は、受動喫煙を生じさせないよう、配慮すること。 ○管理者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう、配慮すること。	屋外であっても特に配慮が必要な区域等			各種イベントや大会の会場等			5 罰則等 県民の理解と協力が得られるよう努めながら施行することとし、本条例において、罰則は設けない。なお、義務に違反する場合は、行政指導等を行う。	6 加熱式たばこについて 「指定たばこ専用喫煙室」を設けないよう努めるものとする。	7 見直しについて 条例施行後、5年を経過した場合、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、検討結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	8 スケジュール・施行時期 施行時期は、改正法の施行と時期を合わせることが効率的かつ効果的であることから、条例の趣旨や規制内容について、十分な周知に努めながら進めること。 ○2018年12月～2019年1月 基本的な考え方 パブリックコメント実施 ○2019年2月 条例骨子案の公表 6月 条例案上程 ○2019年7月 一部施行 (施設・区域別の措置を除く) ○2020年4月 全面施行
施設・区域等の類型	措置	参考:改正法(※)																																				
幼稚園、認定子ども園、小中学校、高等学校等	○敷地内禁煙 (屋外喫煙場所を設置しないこと)	【第1種施設】 学校、病院、児童福祉施設その他法令で定めるもの並びに行政機関の庁舎で敷地内禁煙(屋外喫煙場所を設置することができる)。 ○施設内禁煙 (屋外喫煙場所を設置しないよう努めること)																																				
児童福祉施設等		・上記のほか、政令(案)では、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、施設所、あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が業務を行う場所の用途に供する施設が第1種施設となる。																																				
大字等																																						
行政機関																																						
医療機関・社会福祉施設等 (改正法において第1種施設となる施設)																																						
飲食店	(改正法・政令における一定の要件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設を除く) ○既存飲食店のうち、個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5千万円以下かつ客席面積100m ² 以下の飲食店で、従業員を使用している場合は、屋内禁煙とする。 (条例施行後5年間は努力義務)。	【第2種施設】 事務所、飲食店等 ○屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置することができる)																																				
	○「禁煙」の場合も含め、すべての飲食店で標識を掲示すること。	■飲食店 【当分の間の特例】 既存飲食店のうち、個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5千万円以下かつ客席面積100m ² 以下の飲食店で、従業員を使用している場合は、屋内禁煙とする。 (条例施行後5年間は努力義務)。																																				
駅、空港等	○屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置しないこと)	○喫煙をする際は、受動喫煙を生じさせないよう、配慮すること。 ○管理者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう、配慮すること。																																				
屋外であっても特に配慮が必要な区域等																																						
各種イベントや大会の会場等																																						

(※)改正法については、今後、政令や通知により詳細が示されるため、現時点における整理である。

当分の間別に法律で定める日までの間